



にしこう

広報にしこう第219号
平成元年3月1日

VOL. 3

■人口のうごき 人口15,637人(+2) 男7,893人(+6) 女7,744人(-4) 世帯数3,804戸(+2) 2月1日現在()は対前月比



何回、
跳べたかな



おもな内容

	ページ
西郷村赤十字奉仕団が発足	2
2/28~3/13は 春の火災予防運動週間	3
あなたの善意が緑を守る	4
少年非行を防止しよう	5
訪問販売に関する法律が 一部変わりました	6
健康アラカルト	7
おしらせ	8



写真：校内なわとび大会から（米小）



▲村赤十字奉仕団結成式から(文化センター)

午前九時半から村文化センターで開かれた設立総会には約六十名の婦人の方が出席し、三十日、発足いたしました。

身近なところから奉仕活動を設立が待たれていた「西郷村赤十字奉仕団」が去る一月三十日、発足いたしました。

午前九時半から村文化センターで開かれた設立総会には約六十名の婦人の方が出席し、三十日、発足いたしました。

午前九時半から村文化センターで開かれた設立総会には約六十名の婦人の方が出席し、三十日、発足いたしました。

午前九時半から村文化センターで開かれた設立総会には約六十名の婦人の方が出席し、三十日、発足いたしました。

精神をモットーに

赤十字奉仕団が発足

などとなっています。

現在、二二一名の方が団員登録をしており、これから活動に向けた意欲を見せております。

なお、主な役員は次のとおりです。

委員長＝佐藤信（真船）、副

委員長＝小笠成子（米）、大倉

美智子（虫笠）、広川良子（原

中）、杉原睦子（川谷）、本城

房子（柏野）、眞船クニ子（眞

井アツ子さんにより「私達は赤

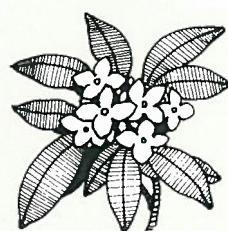
十字の人道博愛、公平と奉仕の

精神に基づき、ここに西郷村

旗が手渡されました。また駒

井アツ子さんにより「私達は赤

十字の人道博愛、公平と奉仕の



交通事故・違反のない村に

このほど、昭和六十三年西郷

村交通事故・違反防止コンクールの結果が発表されました。

このコンクールは村内の行政区を人口別に三つのブロック（五百人以上をA、五百人未満）百五十人をB、百五十人未満はCとした）に分け、地域の連帯感により交通事故、違反防止を行なうことを目的に実施されています。

西郷村赤十字奉仕団について詳しく述べたい方は、村社会福祉協議会（二五一一一内線四二四）へお問い合わせください。

今回のコンクールより従来から実施していた半年毎の表彰に変わり、年間を通して優秀な行政区には表彰状を授与すると改められました。

なお、上位成績の結果は次のとおりです。

Aブロック	1位	一の又行政区
	2位	米行政区
	3位	熊倉行政区
Bブロック	1位	長坂行政区
	2位	追原行政区
	3位	柏野行政区
Cブロック	1位	黒森行政区
	2位	牧場行政区
	3位	赤渕行政区

地域情報センターの 活用で一層の飛躍を

大企業と中小企業の違いは、資金力と情報量の差であるといわれます。資金力は別としても、

ます。

現在の高度情報化社会の中には、いかに価値ある情報を多く集め、上手に利用していくかが、企業の未来の明暗を分けるといえるでしょう。

中小企業に対する情報の提供と、中小企業のコンピューター導入やその利用の促進を支援する二つの役割を担う公益法人で、現在、全国に四十五か所設けられています。大企業との情報格差を少しでも克服し、情報を有効に活用して経営の合理化を図るためにも、中小企業地域情報センターの利用をお勧めします。

情報の提供と 適切な指導

▼コンピューター化の支援
コンピューターの導入や活用に意欲をもつてもらうために、情報機器の活用に関する講演会やセミナーなどを催しています。

中小企業地域情報センターでは、次のような業務を行っています。

白河消防署西郷分署



2月28日～3月13日は

春の火災予防運動週間

中小企業の方々からの面接、電話、書面などによる相談に対し、情報の提供や適切な指導、アドバイスをしてくれます。

六、風呂の空だきをしない。
七、ストーブには燃えやすいものをつけない。

三、風の強い時は、たき火をしない。
四、天ぷらを揚げる時は、その場を離れない。

五、家のまわりに燃えやすいものを置かない。

六、風呂の空だきをしない。
七、ストーブには燃えやすいものをつけない。

三、風の強い時は、たき火をしない。
四、天ぷらを揚げる時は、その場を離れない。

五、家のまわりに燃えやすいものを置かない。

六、風呂の空だきをしない。
七、ストーブには燃えやすいものをつけない。

雑誌、新聞、図書などから、地域の中小企業の方々に役立つ情報を収集・整理したり、地域内の景気の動向調査やニーズ調査などを行っています。

▼情報の提供

収集・創出した情報をまとめ、情報誌や報告書として提供してくれます。

▼個別情報相談

中小企業の方々からの面接、電話、書面などによる相談に対し、情報の提供や適切な指導、アドバイスをしてくれます。

春の火災予防運動週間が、来る二月二十八日から三月十三日まで、「その火、その時すぐ始末」を防火標語に掲げ二週間に渡つて実施されます。

とした不注意により火災になつてあります。

火災を出さないために、次の「火の用心七つのポイント」を守り火災予防をお願いします。

◎消費税が
4月からスタートします

今年の四月一日から新しく消費税がスタートします。

この消費税は、商品やサービスの売上げにかかる間接税で、最終的に消費者が負担します。

税金分は価格に上乗せされ、最終的に消費者が負担します。

なお、消費者が負担した税金の納付は製造、卸、小売の各事業者が行うことになっています。

そのため事業者の方には、消費税の仕組みはもちろんのこと、納稅事務の手続きをいち早く知つていただく必要があります。

税務署では、消費税についてのいろいろな疑問に答えるため、事業者の方に対しても説明会を開いたり、詳しいパンフレットを開いていますので、是非御利用ください。



建築物防災週間 3月7日～13日

三月は、卒業、進学、就職など、少年たちにとって新しい環境への期待と不安で、心が複雑に揺れ動く時期です。毎年この時期になると、非行に走ったり家出をしたりするケースが多くなります。

このため県警では、三月中を「学年末における少年非行防止見保護活動強化月間」として、少年を非行から守る活動をすすめます。

チエック1
子供の悩みごとや心配ごとに

ついて、いつでも

も気楽に話ができる親子になります。

親子になっ

ていますか。

チエック2
干渉のしがらみや放任はやめ、正しくしつけていますか。

子供の外出先を確かめるようにし、帰宅時間

を守らせていま

すか。
チエック3
子供の外出先を確かめるようにし、帰宅時間

を守らせていま

（4） 広報にしごう 第219号

少年非行を

警察署から

防止しよう



ちょっととまで、やって良い事悪い事

厳しく
そして
やさしく

少年が非行に走ったり、家出をしたりする原因となつたのは、家庭環境によるものが大多数を占めています。

家庭では、日頃から次のように心がけ、二十一世紀を担う少年の健全育成を見守りま

冬山遭難者を救え!!

赤面山で救助訓練



▲遭難者をただちに救護する救助隊

善意を

ありがとう

左記の方々から心暖まるご芳志を頂きましたので、ここにご紹介すると共に感謝申し上げます。

▼社会福祉協議会へ

熊倉小第十七回卒業生一同（真

船武代表）様

六万円

三菱製紙（株）白河工場有志一

同様

一七、〇六四円

渡辺勝弘様（下羽太）十万円

ページ「本年四月一日より、健

築物を建築する場合には建築確

認申請が必要になります」の二

段目、右から四行目「十畳を越

える新築・増築・改築など……」

は「新築および十畳を越える増

築・改築など……」の誤りでし

たので、深くおわびをしますと

共に訂正させて頂きます。

訂正と

おわび

広報にしごう第一一八号の二

ページ「本年四月一日より、健

築物を建築する場合には建築確

認申請が必要になります」の二

段目、右から四行目「十畳を越

える新築・増築・改築など……」

は「新築および十畳を越える増

築・改築など……」の誤りでし

たので、深くおわびをしますと

共に訂正させて頂きます。

村では昨年の末から年始にかけ、各行政区の協力を得て一昨年に引き続いて「飲酒運転追放署名運動」を展開しました。この運動は重大事故を誘発する飲酒運転を村内から追放しようとするもので、今回も前回同様、成人者を対象に署名の協力をお願いしたところ、四、五六三名の賛同を得ることができました。

集められた署名簿は

一月二十日、鹿島神社

(白河市)で交通安全祈願祭のあと、鈴木(村長)・村交通安全対策協議会長や、交通安全関係者によつて志賀一男白河警察署副署長に手渡されました。

昨年の村内在住による飲酒運転検挙者は五一名と、一昨年に比較して三倍強を数え、大変深刻な問題となつています。

飲酒運転撲滅しよう



▲署名簿を手渡す鈴木会長(村長)ら

森林基金が昭和六十三年三月に設立され、ちょうど一年がたちました。基金の趣旨は、多くの方々の協力によって緑の大切さを知つていただき守り育て、もつと緑に親しんでもらおうと、いうものです。計画では、昭和六十三年から五年間で、一般の方々や企業などからの寄付により二百億円の基金をつくり、その運用益(利息)によつて、さまざまな事業を行うことになつています。

失われつつある 緑の「機能」

森林は、きれいな空気をつくり、おいしい水をはぐくみ、安らぎの場やレクリエーションの場となるなどの働きを發揮しています。ところが最近、山村の過疎化が進み、森林で働く人が減ってしまったことなどから



あなたの善意が緑を守る

●ご協力ください「緑と水の森林基金」

林の手入れが行き届かず、かけがえのない「緑の機能」が失われつつあるといった声が聞かれようになりました。一方、世界に目を向けてみると、緑が失われ、砂漠化の進行している地域も少なくあります。国や地域によつて、森林の抱える問題はさまざまですが、今、わたしたちは、森林を守るために行動を起こすことが求められているのです。

緑を守り育てるために、だれもが参加できる「緑と水の森林基金」は、次の三つの基本的な考え方方に沿つて事業が行われることになつています。その内容についてみてみましょう。

基金が進める 三つの事業

1 森林化社会の創造

この狙いは、人間の生活環境に森林が欠かせないものであることを、みんなが理解している

社会、また、理想的な森林が整備され、その利用が図られていくことを、みんなが理解している

基金が進める 三つの事業

以上のような事業を進める「緑と水の森林基金」に寄付したい

とお考への方は、(社)国土緑化推進機構、または各都道府県の緑化推進委員会へお問い合わせください。

○子供たちのための「自然体験学習の森」、家族で楽しめる

「山菜の森」、都市と山村の「交流の森」などの創造・整備。
○地域に根差す鎮守の森やご神木などを、後の世代に伝えていく運動の援助。

訪問販売に関する法律が一部変わりました

アポイントメントセールス

クーリング・オフ制度とは、

訪問販売で指定商品を購入した場合、契約日を含め八日間以内に内容証明郵便で通知すれば、

契約を無条件で解除できる制度のことです。

「ショッピングの割引会員になれる」と思わせ、実は英会話教材などの契約をさせます。

「電話で誘いだされる、巧みな言葉づかいで、「会員になれば海外旅行に安く行ける」、応じないようにしましょう。

件のはつきりしない誘いには、言葉巧みに強引に化粧品や健康食品などを売りつけてきます。

街頭などで気軽に声をかけてきます。少しでも興味を示すと、呼び止められても、相手にしない方がよいでしょう。

……街で声をかけられる!!

「商品を買って会員になり、他の人を紹介すれば、リベートが入る」などと説いて、商品を売ることでなく販売員になるよう勧められます。その気になつて契約しても、実際に商品は売れず、自分が被害にあうばかりでなく、他人にも迷惑をかけ、友人を失うことになりかねません。

注文したおぼえがなく一方的に品物が送られ、あとで代金を請求してきます。

・送られてきた物をすぐには開かないようにしましよう。

・業者に引取りを要求した場合

最近の商品販売も複雑化し、販売方法による被害も多くなりました。

中でも訪問販売、特に「契約に係るトラブルが増えています。そこで今回、法律の一部改正の内容と共に契約についての知識などを紹介します。

特に購入の意志のない時は、『きつぱり断わること』『うかつに署名押印しないこと』が大事です。

契約ってなに?

私たちのくらしは、契約で成り立っています。

たとえば「店で商品を買う」「友人からお金を借りる」というのも契約のひとつです。

（安易な契約はトラブルのも

○キヤツチセールスやアボイントメントセールスについて、クリーニング・オフができるようになりました。

○クーリング・オフ（商法については後記で紹介）期間が、八日間になりました。（ただしマルチ商法については十四日間以内です。）

改正された内容

- 契約は、口約束でも成立します。契約書は、契約成立の証拠として作成するものです。
- いつたん契約を結んでしまうと、自分の都合で、一方的に解約することはできません。
- 解約しようとすると、相手の同意が必要ですし、解約損料を取られるのが普通です。

- 未成年者の契約や詐欺・強迫による契約は取消すことができます。
- 自動車。
- 指定商品以外の商品・サービス。



マルチ商法

- 「商品を買って会員になり、他の人を紹介すれば、リベートが入る」などと説いて、商品を売ります。
- 呼び止められても、相手にしない方がよいでしょう。
- 呼び止められても、相手にしない方がよいでしょう。
- 呼び止められても、相手にしない方がよいでしょう。

油断は禁物です。

送りつけ商法

- 注文したおぼえがなく一方的に品物が送られ、あとで代金を請求してきます。
- 送られてきた物をすぐには開かないようにしましよう。
- 業者に引取りを要求した場合

は一週間、そうでない場合は二週間保管して、その後は自由に処分できます。

もし「あやしい」「しまった」と気づいたら、ともかく早く役場商工観光課（二五一一一一内線三四一、三四二）又は、県消費生活センター（〇二四五一二一〇九九九）へ相談しましょう。

この健康に対する五つの“悪”はよく考えてみると、なにも老化を促進する因子というだけにはとどまりません。現在の健康を阻害する五つの悪ともいえます。

病気になつてしまふと、「高血圧は血統だから……。どんなに生活を注意したって体質だから……」と医者と薬に頼つている人がいますが、治療が絶対的なものではありません。

先に述べたワースト5を積極

的に打破していく生活態度こそが、健康生活への「道」なのです。

あなたなら
使いますか

もう春です。
積雪・凍結のない路面をバイクタイヤで走ると、路面が削られて粉じんが発生します。

道路粉じんは洗濯物を汚すなど、生活環境に悪影響を及ぼすのみならず、健康に対する影響も気になります。

この春、ふるさとの澄んだ“ほんとうの空”を取り戻して快適な生活環境をつくっていくため、バイクタイヤを早めにはきかえましょう。

バイクタイヤは、道路粉じんの発生などの問題を引き起こすことから、平成二年三月末日限りで販売が中止されます。



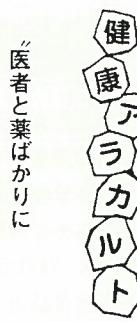
雪がとけたら、
脱スパイク!!

老人現象といふ側面が強いので、それが病的になると、ならない人がいるのは老化に個人差があるからです。

この差は、その人の歩んできた健康生活の差と伝つていでしょう。

老化に個人差が生じるのは、当然その原因となる因子が生活に潜んでいるわけですが、そのワースト5は、①ストレス②運動がない③睡眠不足④意欲の減退

⑤栄養の偏りです。



「医者と薬ばかりに

頼らないで”

成人病は加齢に伴つて生じる老人現象といふ側面が強いのですが、それが病的になると、ならない人がいるのは老化に個人差があるからです。

この差は、その人の歩んできた健康生活の差と伝つていでしょう。

老化に個人差が生じるのは、当然その原因となる因子が生活に潜んでいるわけですが、そのワースト5は、①ストレス②運動がない③睡眠不足④意欲の減退

⑤栄養の偏りです。

ふるさと創生 一億円の使いみち

アイデア募集

締切り

村役場企画調整課（二五一一一一内線三二一～三三三五）

平成元年三月一五日



消費税の説明会が開かれます

白河税務署では、消費税の仕組み、申告、納付の手続などの内容について、事業者の皆様方に充分理解していただくため、消費税の説明会を次のとおり開きます。

○日時 3月28日(火)午前9時30分から午前11時30分までと、午後1時から午後3時までの2回開きます。

○場所 西郷村文化センター
詳しいことは白河税務署、☎(0248-22-7111)へお尋ねください。

船員遭難のみなさんへ

職務上で死亡された商船の殉職船員遺児へ援護金が支給されます。出生から高等学校を通常の期間により卒業するまでの期間。

1人1カ月6,000円。

別に、入学記念品として小学校に入学したとき30,000円、中学校、高等学校に入学したとき、それぞれ10,000円贈呈。

但し、生活困窮者に限る。

申請、照会は(財)日本殉職船員顕彰会(東京都千代田区麹町4-5海事センタービル内)

☎(03-234-0662)



古代シリア文明展が開かれます

NHKでは、仙台市博物館で、来る3月25日(土)から5月7日(日)まで、NHK海のシルクロード「古代シリア文明展」を開きます。

この「古代シリア文明展」は、昨年4月からNHK総合テレビで放送しているNHK特集「海のシルクロード」に関連して開くもので、文明発祥の地シリアの考古遺物や美術品、それにシルクロード取材班がシリア沖合で発見したアンフォラの壺など貴重な歴史遺産のなかから、シルクロードの歴史とその中に生きた人間の営みをご覧いただきます。

展覧会についてのお問い合わせ
〒980 仙台市錦町1-11-1
NHK仙台放送局「古代シリア文明展」係 ☎(022-211-1016)

電話お願い手帳

耳や言葉の不自由な方へプレゼント

NTTでは、「電話お願い手帳」を毎年3月3日の耳の日を記念して各市町村や福祉団体を通じて、耳や言葉の不自由な方々に贈呈する運動を実施しております。

「電話お願い手帳」は、外出先などで、急に電話連絡が必要になった時、用件を書いて近くにいる方に代わりに電話をお願いして戴くためのものです。

皆様の暖かいご協力をお願い致します。

なお、「電話お願い手帳」をご希望の方は、NTT白河電報電話局☎(22-2502)あるいは、村社会福祉協議会☎(25-1111内線424)までお申し出ください。

今月の納税

国民健康保険税 9期
国民年金保険料 12期

村営住宅入居者募集中

村では下記の住宅の入居者を募集しております。

住宅名 構造 種別 部屋数 家賃	岩下団地9戸 中層耐火構造建 第2種 3部屋 月額28,000円
住宅名 構造 種別 部屋数 家賃	折口原団地1戸 簡易耐火構造平家建 第1種 3部屋 月額12,000円
住宅名 構造 種別 部屋数 家賃	下羽太団地1戸 簡易耐火構造平家建 第1種 3部屋 月額11,000円

敷金は家賃の2ヵ月分で、共同の維持管理に要する費用は入居者で負担していただきます。

※申込用紙は、役場建設課☎(25-1111内線353)にあります。

なお、随時受付をしておりますので詳しいことは同課へお問い合わせ下さい。